

2018年11月

マイナンバー制度経過措置期間終了に伴うマイナンバーご提供のお願い

2016年1月1日に施行されたマイナンバー制度により、当行においては所得税法で定められた支払調書等の作成を行うため、マイナンバーのご提供をお願いしておりますが、このたび、法令で定められた3年間の経過措置が2018年12月末に終了いたしますので、マイナンバーのご提供をいただいていないお客さまにおかれましては、お早めにご提供いただきますようご協力お願い申し上げます。

対象となるお客さま

・個人のお客さま

- (1) 2015年12月末までに自動送金専用普通預金(送金カード)開設のお客さま
- (2) 2015 年 12 月末までに普通預金口座を開設の上、1Q Bank をご利用のお客さま
 - (1)、(2) いずれも2019年1月以降も海外送金(支払い・受取り)を行う予定があるお客さま

・法人のお客さま

- (1) 2015 年 12 月末までに普通預金口座を開設の上、1Q Bank をご利用のお客さまで、 2019 年 1 月以降も海外送金(支払い・受取り)を行う予定があるお客さま
- (2) 2015年12月末までに定期預金をお預入れで、現在もお取引をご継続のお客さま

ご準備いただく書類

お届けいただく際は、所得税法や番号法で制定された確認書類が必要になります。

個人のお客さま(①または②の書類をご準備ください)		
1	個人番号カード	
2	■ 通知カード (または個人番号の記載がある住民票、	■ 写真付確認書類(運転免許証など) または
	源泉徴収票など)	■ 写真なし確認書類 2 点 (健康保険証と住民票など)



法人のお客さま(別途当行所定の「法人番号告知書」のご記入が必要となります)

■ 国税庁法人番号サイトの法人情報画面を

印刷したもの

または

+

登記事項証明書などの法人確認書類 (商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など)

■ 法人番号指定通知書 (発行から6ヵ月以内のものであれば法人 確認書類は不要)

(全銀協リーフレットより抜粋)

マイナンバー制度については、内閣府、また全国銀行協会ホームページをご参照ください。

 内閣府 URL http://www.cao.go.jp/bangouseido/

全国銀行協会 URL (「マイナンバーの届出にご協力ください」)
https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/8188/

以上